

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

カウントダウン表示で焦って購入したら 定期購入が条件だった

【事例】

SNSで「特別価格終了まであと〇時間〇分」というお試しのダイエットサプリメントの広告を見て、焦って購入したら半年の定期購入が条件だった。問合せの窓口が電話しかなく、解約しようと事業者に連絡するが、なかなかつながらない。



【対処法】

- ▼支払総額や定期購入かどうかを確認する
- ▼解約・返品条件を確認する
- ▼事業者に連絡する際は記録を残す
- ▼困ったら消費生活センターに相談する

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝11月7日⑩13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎ 28-9110）

※11月6日⑩15:30までに予約してください